

## 議案第11号

### 財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により次の財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求める。

#### 1 財産の表示

旧富津市立天羽東中学校	
区分	内容
土地	地番：富津市上後字間門346番4、346番5、349番1、349番6、 字井ノ上397番1、397番2、398番1、398番2、399番、 400番1 富津市関尻字仲町348番1、349番1、350番1、351番2、 366番2、368番1、369番、370番 地目：学校用地 外 地積：14,991㎡

- 2 貸付金額 月額 120,000円
- 3 貸付期間 貸付開始日から10年間
- 4 貸付けの相手方 東京都品川区西五反田二丁目24番4号  
WESTHILL4F  
株式会社JELLYFISH  
代表取締役 田中 翔

令和5年5月30日提出

富津市長 高橋 恭市

#### 提案理由

令和2年3月に閉校した旧富津市立天羽東中学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。